

Ⅱ. 基本計画

1. 計画の理念



(1) 計画の理念

計画の理念を次のように定めます。

理 念

みどりとうるおいのある持続可能な都市“新宿”の実現をめざします。

平成 19 年 12 月策定の「新宿区基本構想」では、基本目標の一つに「持続可能な都市と環境を創造するまち」を掲げ、資源循環を推進するとともに、地球温暖化対策をすすめ、環境負荷をできる限り抑え、未来へ引継ぐことができる、環境へ配慮したまちの創造をめざしています。この目標の実現のための方策の一つとして、「豊かな水とみどりの保全と創造をすすめる」みどりの施策を積極的に展開することとしています。

このため、新宿の持つ貴重な水辺やみどりを保全・再生し、整備を図り、みどりの環境を次の世代にも引継いでいくことを新宿区のみどりの施策のめざすべき方向とし、これからの理念に“持続可能な都市”というキーワードを取り入れていきます。

■これまでの計画では「みどりとうるおいのある環境都市“新宿”の実現をめざします。」を理念に掲げてきました。前計画を策定した 10 年前は、「環境都市」、「環境共生都市」、「エコシティ」という言葉が生まれた時代でした。「環境」＝「自然環境」の意味合いが強く、そのため「環境都市」を、人間の社会経済活動と豊かな環境が共生し、自然の循環に沿ったシステムを持つ都市と定義づけ、さらに自然環境面を強調するため、「みどりとうるおいのある」を頭に加え、理念に掲げました。

現在、「環境」への意識はますます高まりを見せていますが、10 年前の「環境の時代」が始まった頃とは明らかに違い、京都議定書を契機に、地球温暖化・ヒートアイランド問題、廃棄物処理問題などの「環境」＝「地球規模の環境」のイメージとなり、自然のみどりのイメージとは違ったものになりました。

将来を見据えて掲げた、「新宿区みどりの基本計画」の理念に揺るぎはありませんが、計画の改定に当たり時代の流れにあわせ、一部言葉を見直す必要があると考えました。

(2) 理念のイメージ

「みどりの基本計画」を実行していくと、将来、

自然との出会い、ふれあい
快適で愛着をもてる環境
やすらぎと活力

のあるまち“新宿”

が、実現します。

■これまでの計画では、理念のイメージとして「①自然との出会い、ふれあい」、「②チョウやトンボが飛び、野鳥がさえずる環境」、「③やすらぎと活力」の3つを理念のイメージとしていました。

今回、新しく理念に掲げた「みどりの環境を創造し、次世代に引継ぐ」という趣旨を盛り込んだ環境イメージ「快適で愛着を持てる環境」を加え、「②チョウやトンボが飛び、野鳥がさえずる環境」のイメージは「①自然との出会い、ふれあい」の中に含めるものとして見直しました。



理念の将来のイメージ（解説は P72 参照）

2. 計画の目標



みどりの施策を総合的にすすめていくに当たり、計画の目標を次のとおり設定します。

なお、計画の期間（P 4）のとおりに、当面の目標は今後 10 年間とし、将来の目標は 21 世紀中頃を想定します。

（１）緑被率*の目標【現在の緑被率 17.47%】

◇当面の目標 10 年間で緑被率を 1 %アップします。

◇将来の目標 区全体の緑被率を 25%にします。

「計画の達成度」（P 4）で示したとおり、公園、学校、公共施設の緑被率は平成 7 年から 17 年までの 10 年間で増加しています。一方、道路の緑被率は街路整備による街路樹の一時撤去等により、民有地では開発や建て替えによって緑被率は減少しています。

今後は、公園、学校、道路、河川などの公共空間のみどりをより一層増やしていくとともに民有地のみどりの減少を抑えることによって、10 年間で緑被率 1 %のアップをめざします。

（２）みどり率*の目標【現在のみどり率 19.84%】

◇当面の目標 10 年間でみどり率を 1 %アップします。

◇将来の目標 区全体のみどり率を 27%にします。

「みどり率」とは、「緑被率」に「公園内の緑で被われていない面積の割合」と「河川等の水面が占める割合」を加えたもので、東京都が用いている指標です。



(3) 公園の目標

【現在の公園面積 119.3ha※（区全体の6.5%）、区民一人当たり3.82㎡】

※平成20年4月1日現在の公園面積、同時点の住民登録人口 312,054人

◇当面の目標 10年間で新たに2haの公園面積を確保します。
（区民一人当たり公園面積3.9㎡）

◇将来の目標 公園等の面積を区全体の8%にします。
（区民一人当たり公園面積5㎡）

当面の目標は、区立公園と都立公園の確保目標量、そして将来の目標については、この他に公園的な空間も含めて考えます。

公園的な空間とは、公園以外の公共空地（遊歩道、運動広場等）、一時開放地、民間が設置する公開性のある空地などのことで、これらを公園に準ずる機能を持つものと位置づけ確保を図ります。

(4) 区民のみどりに対する実感についての目標

平成19年度「新宿区区民意識調査」の結果を用いて目標を設定します。

指 標	現 状	当面の目標
◇新宿区全体の緑や花が《あると感じる》区民の割合 （たくさんある、そこそこあると回答した区民）	64.1% (H19年度時点)	70%以上
◇お住まいの周辺の緑や花が《あると感じる》区民の割合 （たくさんある、そこそこあると回答した区民）	63.2% (H19年度時点)	70%以上
◇身近な場所でのチョウやトンボ、野鳥などの生き物が《いると感じる》区民の割合 （たくさんいる、そこそこいると回答した区民）	32.9% (H19年度時点)	40%以上



3. 計画の方針



計画の理念と目標を実現するために、次の4つのみどりの基本方針と3つのみどりの配置方針を定めます。

(1) 4つのみどりの基本方針

地域の貴重なみどりを守る

新宿区みどりの実態調査によれば、区内のみどりは少しずつ減少しています。その原因は主に住宅地のみどりの減少によるものです。これらのみどりを将来にわたって残るように努めます。また、豊かな自然が残る公共空間では、自然性の保持と新たな整備をすすめます。

新たなみどりを増やす

緑被率をアップするためには新たにみどりを増やさなければなりません。公共施設の緑化、公園の確保をはじめ住宅地や商業地といった民有地でもみどりを増やしていくための方策をすすめていきます。

新宿ならではの特色あるみどりをつくる

新宿は、東京の都心部にありますが、西新宿の高層ビル街、新宿駅周辺の繁華街の他にも、神楽坂のような江戸情緒のある街並みや閑静な住宅街など多様な顔を持っています。それぞれの地域特性を踏まえて、そのまちにふさわしい特色のあるみどりをつくっていきます。

みどりの啓発としくみづくり

みどり豊かな新宿をつくるためには、区民、事業者、NPOなどの多様な団体、区、国や東京都が連携し、互いに協力していくことが必要です。みどり豊かなまちをつくるという共通認識のもとに、多くの人たちが参加でき、協働するしくみを築いていきます。

■これまでの計画では次の4つの方針を設定しました。

これまでの4つの方針

- ・みどりが減るのを抑えます
- ・みどりを可能なところに増やします
- ・みどりの質を高めます
- ・みどりを守り、育むしくみをつくります

計画の改定に当たっては、この4つの方針を基本的に継承していきます。この中で「みどりの質を高めます」については、より方針の具体的イメージがわくように、「新宿ならではの特色あるみどりをつくる」に代え、建ぺい率の高い地域では建物自体の緑化、商店街では花いっぱい運動、また、地域の歴史にちなんだみどりの設置など創意工夫し、まちにふさわしい特色のあるみどりづくりを計画の核として打ち出していきます。



(2) 3つのみどりの配置方針

みどりの骨格の形成

都市に潤いを与える水辺やみどりのつながり「環（わ）」を保全・強化し、新宿区のみどりの骨格を形成するとともに、区の枠を超えた広域的なみどりの広がりを形づくっていきます。

・「水とみどりの環」

新宿区の外周に沿った神田川、妙正寺川や外濠の水辺、連続する外濠の緑地、明治神宮外苑、新宿御苑のみどりを「水とみどりの環」と位置づけ、水に親しめる空間や自然を感じることもできる連続するみどりの骨格を形成していきます。

・「七つの都市の森」

新宿中央公園周辺、戸山公園周辺、落合斜面緑地、早稲田大学周辺、外濠周辺、明治神宮外苑周辺、新宿御苑周辺のまとまったみどりを「七つの都市の森」と位置づけ、みどりの保全と拡充をすすめていきます。

・「風のみち（みどりの回廊）」

身近な地域のみどりをつなげ、「水とみどりの環」や「七つの都市の森」とを結ぶように、幹線道路の街路樹のみどりを充実させます。明治通りと、新宿通りから中央通り沿道を「風のみち」と位置づけ、緑陰のある街路樹の整備や、沿道建築物の緑化をすすめます。

みどりの軸の形成

新宿区総合計画で「緑陰豊かな街路」に位置づけられた路線を「みどりの軸」と位置づけ、

- ・ 緑量のある街路樹の整備や剪定管理
- ・ 沿道の建築物のセットバック等による街路樹の生育空間の創出や緑化の推進
- ・ 沿道建築物の緑化

をすすめ、道路空間のみどりを広げ、都市にみどりの軸をつくります。
特に重要な路線はみどりの軸の重点路線として、みどりの充実を図ります。
また、無電柱化に合わせて、みどりの充実した道路を創出していきます。

みどりのモデル地区の指定

新宿区みどりの条例第 24 条※のみどりのモデル地区を指定し、みどりの保護と育成をすすめます。

・「みどりの保全モデル地区」*

みどり豊かな住宅地が多くを占め、開発等による緑被の減少が多い落合地域を中心に、みどりの保全モデル地区を指定し、今あるみどりの保全をすすめます。

・「みどりの推進モデル地区」*

緑被率が低い筆筒地域を中心に、みどりの推進モデル地区を指定し、緑化を推進します。

・「屋上緑化等推進モデル地区」*

建ぺい率、容積率が高く、中高層の耐火建築物が多い新宿駅周辺地域を中心に、屋上緑化等推進モデル地区を指定し、積極的に屋上緑化、壁面緑化を推進します。

なお、上記モデル地区の他に、個人所有の樹林地が多く残る地域を樹林地保護強化地域とし、これらの貴重な樹林地の保護を積極的に図っていきます。

※新宿区みどりの条例

- 第 24 条 区長は、みどりの保護と育成に関する施策を推進するため、特に必要があると認めるときは、規則で定めるところによりみどりのモデル地区（以下「モデル地区」という。）を指定することができる。
- 2 区長は、前項に規定するモデル地区を指定しようとするときは、あらかじめ当該区域内の区民の意見を聞くものとする。
- 3 区長は、モデル地区を指定したときは、その旨を公表する。
- 4 区長は、モデル地区を指定したときは、特にみどりの保護と育成に必要な措置を講じることができる。
- 5 第 3 項の規定は、モデル地区の指定の解除について準用する。

■ 3つのみどりの配置方針を具体的に地図上に示した「みどりの配置方針図」は P55 参照

■ 平成 6 年度の法改正に伴い創設された、都市緑地法第 4 条に基づく「緑化重点地区」*については、新宿区全域を指定するものとし、骨格、軸、面的なみどりの創出はもとより、区全域で緑化の推進を図っていくものとします。